

第25 総合操作盤

総合操作盤とは、消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る監視、操作等を防災センター等で一括して行い、防火対象物全体における火災の発生、火災の拡大等の状況を把握できる機能を有するもので、非常電話盤、火災受信盤、防災表示盤、非常放送盤等を総称したものである。

1 総合操作盤を設ける防火対象物の指定

規則第12条第1項第8号ハに規定する「消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの」は、予防規程第17条で指定する防火対象物とすること。

(参考) 総合操作盤を設けなければならない防火対象物

○規則第12条第1項第8号

イ 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの

(イ) 延べ面積が50,000㎡以上の防火対象物

(ロ) 地階を除く階数が15以上で、かつ、延べ面積が30,000㎡以上の防火対象物

ロ 延べ面積が1,000㎡以上の地下街

ハ 次に掲げる防火対象物（イ又はロに該当するものを除く。）のうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの

(イ) 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000㎡以上の防火対象物

(ロ) 地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が20,000㎡以上の防火対象物

(ハ) 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物

○予防規程

第17条 省令第12条第1項第8号ハ（省令第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。）の規定により消防長が指定する防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

(1) 政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの

ア 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもの

イ 地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上のもの

(2) 政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物で、次のいずれにも該当するもの

ア 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもの

イ 次のいずれかに該当する防火対象物

(ア) 政令第12条第1項の規定により、スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物（防火対象物の部分についてスプリンクラー設備を設置しなければならない当該防火対象物を含む。）

(イ) 政令第13条第1項の規定により、消火設備（水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備をいい、これらの設備であって移動式のものを除く。以下同じ。）を設置しなければならない防火対象物（防火対象物の部分について消火設備を設置しなければならない当該防火対象物を含む。）

(3) 地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上の防火対象物で、前号イに該当するもの

2 用語例

(1) 消防用設備等

「総合操作盤の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第7号。以下「告示第7号」という。）別表第2に記載の設備に加え、総合操作盤において監視、操作等を行うことができる設備をいう。

(2) 防災監視場所

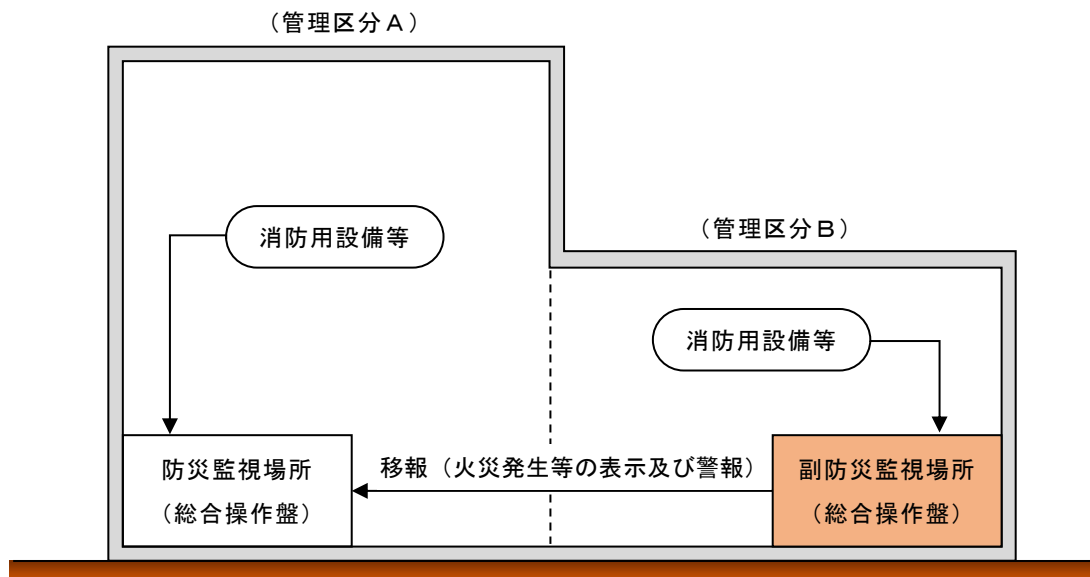
防火対象物内の防災センター、中央管理室、守衛室及びこれらに類する場所であって総合操作盤が設置されているものをいう。（第25-1図参照）



第25-1図

(3) 副防災監視場所

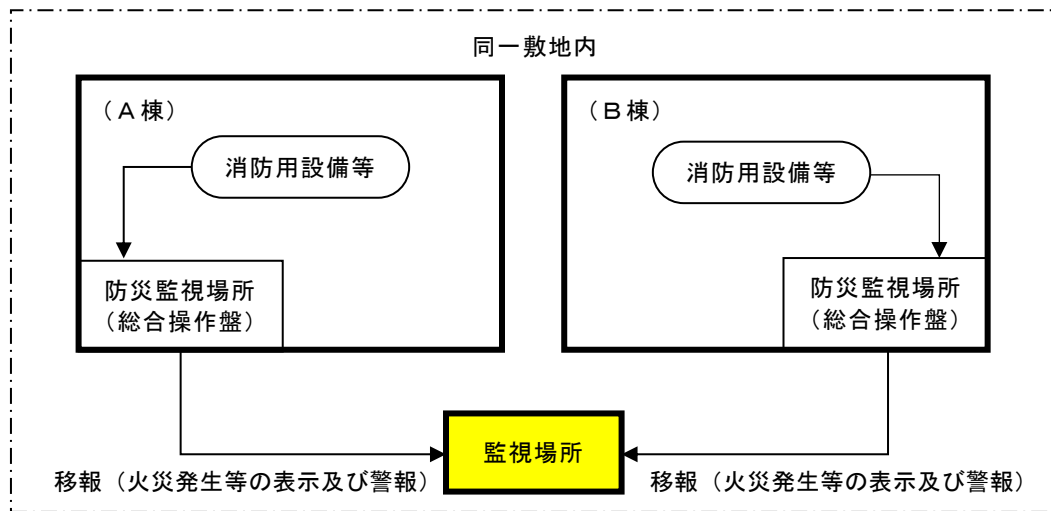
防火対象物内の防災監視場所のうち、当該防火対象物の部分（防火対象物の部分のうち、用途、管理区分等が同一である一団の部分をいう。以下同じ。）に設置されている消防用設備等に係る総合操作盤が設置されている場所（防災管理を行うために一定の時間帯のみ人が常駐するものを含む。）をいう。（第25-2図参照）



第25-2図

(4) 監視場所

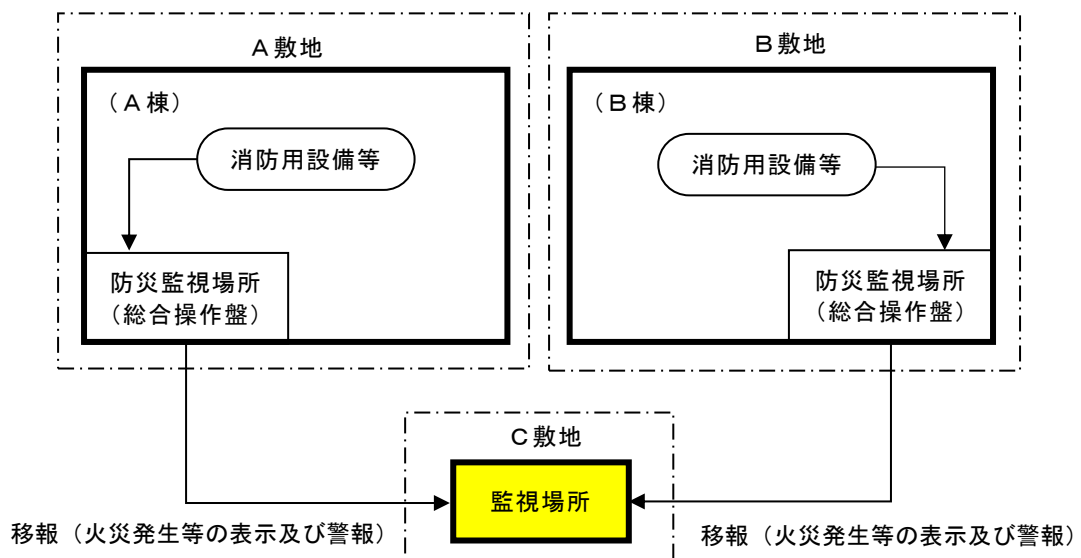
防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物と同一敷地内にある場所をいう。(第25-3図参照)



第25-3図

(5) 遠隔監視場所

防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物の敷地外にある場所(警備会社その他の場所を含む。)をいう。(第25-4図参照)



第25-4図

(6) 防災設備等

排煙設備(消防用設備等以外のものに限る。)、非常用の照明装置、非常用エレベーターその他これらに類する防災のための設備をいう。

(7) 一般設備

電力設備、給排水設備、空気調和設備その他のビル管理設備をいう。

(8) 防災要員

防災監視場所において、総合操作盤により、消防用設備等の監視、操作等に従事する者(警備業者その他の委託を受けた者を含む。)をいう。

(3) 常用電源

常用電源は、第11自動火災報知設備3.(1)を準用すること。

(4) 非常電源

非常電源は、第3非常電源によること。

(5) 総合操作盤は、操作上又は点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること。

(6) 総合操作盤のスイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の高さに容易に操作できる箇所に設けること。

(7) 配線

配線は、第3非常電源（第3-2非常電源回路等1）によること。

4 設置場所

総合操作盤の設置方法を定める件（平成16年消防庁告示第8号）第3から第6の規定によるほか、総合操作盤の設置場所は、次によること。

(1) 総合操作盤の設置場所は、原則として防災センターとすること。☞ i

(2) 防災監視場所のうち、防災センターの位置及び構造は、消防用設備等技術基準（総論）第2章第2節第12.2の位置及び構造等の基準に適合するものであること。☞ i

5 副防災監視場所において監視、操作等を行う場合

副防災監視場所において、当該防火対象物の部分に設置されている消防用設備等の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該部分の火災発生時に必要な措置が次に掲げる要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物の部分に設置されている消防用設備等に係る監視、操作等を副防災監視場所において行うことができる。

(1) 利用形態、管理区分、建築形態等から判断して、部分ごとに監視、操作等を行うことが適当と認められること。

(2) 副防災監視場所に、当該場所において監視、操作等を行う消防用設備等の総合操作盤が設けられていること。

(3) 防火対象物の防災監視場所（常時人がいるものに限る。以下この項において同じ。）に、総合操作盤が設置されていること。ただし、副防災監視場所に、当該防火対象物の部分に設置されている消防用設備等の総合操作盤が(2)により設けられている場合にあつては、防災監視場所に設置される総合操作盤に、当該防火対象物の部分における火災の発生等を表示及び警報することで足りるものとすることができる。

(4) 防災監視場所と副防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。

(5) 防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画が作成されていること。

なお、防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていること。

ア 防災監視場所と副防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

イ 副防災監視場所が無人となった場合における管理体制

ウ 副防災監視場所において監視している部分で火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

(6) 防災監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。

ア 遠隔監視場所には令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習（以下「自衛消防業務講習」という。）を受けた者、若しくは自衛消防業務講習受講者等から自主研修による教育を受けた者（以下「自主研修受講者」という。）が常時待機していること。☞ i

イ 防災監視場所に設置されている総合操作盤により副防災監視場所が監視、操作等を行っている消防用設備等の監視、操作等を行うことができない場合には、速やかに、当該防火対象物の防災監視場所の防災要員が、副防災監視場所に到着できること。

なお、この場合、副防災監視場所には、一定時間以内に防災監視場所にいる防災要員が到着することが必要であること。

(7) 消防用設備等の操作が防災監視場所及び副防災監視場所の双方において行うことができる場合については、当該操作時点における操作の優先権を有する場所が明確に表示されること。

6 監視場所において監視等を行う場合

監視場所において、防火対象物に設置されている消防用設備等の監視を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置が次に掲げる要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を監視場所において行うことができる。

- (1) 監視場所において監視等を行う防火対象物（以下「監視対象物」という。）の防災監視場所には、総合操作盤が設置されていること。
- (2) 監視対象物は、令第8条第1号の規定による区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を一の監視対象とすること。この場合において、一の監視対象物の監視等は、一の監視場所において行うこと。
- (3) 監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。ただし、当該監視対象物の位置、構造、設備等の状況から、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められる場合にあっては、この限りでない。

なお、「監視対象物の位置、構造、設備等の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができる場合」には、当該監視対象物にスプリンクラー設備が設置されていなくてもよいとされているが、これには監視対象物が10階以下の非特定用途防火対象物であって、火気の使用がなく多量の可燃物が存置されていない場合等が該当すること。また、次に掲げる部分については、スプリンクラー設備が設置されているものとして取り扱って差し支えないこと。

ア 規則第13条第3項に掲げるスプリンクラーヘッドを設置することを要しない部分（規則第13条第3項第11号及び第12号に掲げる部分を除く。）

イ 令第13条から令第18条までに定める技術上の基準により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている部分

ウ 令第12条第1項9号に掲げる防火対象物で、当該技術上の基準により、スプリンクラー設備を設置している階以外の階

エ 消防用設備等技術基準（各論）第4.2.(9).イからエの規定により、令第32条を適用し、スプリンクラー設備の設置を免除することができる部分

オ 令第12条第1項各号に掲げる防火対象物で、令第32条を適用し、スプリンクラー設備が設置されている場合と同等のものとして取り扱っている部分

(4) 監視場所が備えるべき要件は、次によること。

ア 監視場所は、敷地内の監視対象物に対し円滑な対応ができ、かつ、消防隊が容易に接近できる位置とすること。

イ 監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うための監視盤（以下この項において「監視盤」という。）が設置されていること。

ウ 監視盤は、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うために、消防用設備等ごとに告示第7号第5及び第6に規定する表示及び警報ができる機能を有すること。ただし、当該監視対象物における火災の発生等を的確に把握できる場合にあっては、当該事項に係る表示及び警報で足りるものとして取り扱えることができる。

なお、監視盤は、監視対象物に設置されている消防用設備等ごとに告示第7号第5及び第6に規定する表示及び警報ができる機能を有する監視盤を設置することとされているが、例えば、監視対象物に設置されている総合操作盤から移報される火災が発生した旨及び発生場所に係る情報を受信することのできる機能を有するものなど、監視対象物における火災の発生が的確に把握できる場合にあつては、当該機器等による表示及び警報で足りるものであること。

- (5) 監視場所と監視対象物の防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。
- (6) 監視対象物において火災が発生した場合における必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画が作成されていること。

なお、監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていること。

- ア 監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等
- イ 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制
- ウ 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

- (7) 監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。

- ア 監視対象物の火災発生時において、所要の措置を講じることができる要員が確保されていること。

なお、監視場所の要員は、監視対象物に設置される総合操作盤における監視、操作等に習熟していることが必要であり、令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防業務の講習を受けた者を従事させることが必要であること。☞ i

- イ 監視場所の要員が速やかに監視対象物の防災監視場所に到着できること。

なお、この場合、監視対象物の防災監視場所には、一定時間以内に監視場所にいる防災要員が到着できることが必要であること。

- (8) (1)から(7)までに掲げるほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、防災監視場所の状況並びに防火管理体制の状況から判断し、火災発生時に必要な措置が講じられていること。

7 遠隔監視場所において監視等を行う場合

遠隔監視場所において、防火対象物に設置されている消防用設備等の監視を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置が次に掲げる要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を遠隔監視場所において行うことができる。

- (1) 監視対象物の防災監視場所には、総合操作盤が設置されていること。
- (2) 監視対象物は、令第8条第1号の規定による区画がなされている場合を除き、当該防火対象物全体を一の監視対象とすること。この場合において、一の監視対象物の監視等は、一の遠隔監視場所において行うこと。
- (3) 監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。

なお、監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていることとしているが、次に掲げる部分については、スプリンクラー設備が設置されているものとして取り扱って差し支えないこと。

- ア 規則第13条第3項に掲げるスプリンクラーヘッドを設置することを要しない部分（規則第13条第3項第11号及び第12号に掲げる部分を除く。）
- イ 令第13条から第18条までに定める技術上の基準により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている部分
- ウ 令第12条第1項第9号に掲げる防火対象物で、当該技術上の基準により、スプリンクラー設備を設置している階以外の階

- エ 消防用設備等技術基準（各論）第 4. 2. (9). イからエの規定により、令第 32 条を適用し、スプリンクラー設備の設置を免除することができる部分
 - オ 令第 12 条第 1 項各号に掲げる防火対象物で、令第 32 条を適用し、スプリンクラー設備が設置されている場合と同等のものとして取り扱っている部分
- (4) 遠隔監視場所が備えるべき要件は、次によること。
- ア 遠隔監視場所には、監視対象物の消防用設備等に係る遠隔監視盤が設けられていること。
 - イ 遠隔監視盤は、監視対象物の火災の発生等を的確に把握できる階別火災表示、警報及び諸表示（消防用設備等、防排煙設備等の作動表示）の代表表示ができる機能を有していること。
- (5) 遠隔監視場所と監視対象物の防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。
- (6) 監視対象物において火災が発生した場合における必要な措置を含む所要の計画が作成されていること。
- なお、所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていること。
- ア 遠隔監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等
 - イ 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制
 - ウ 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）
 - エ 事前の破壊消防への同意、自動火災報知設備連動開錠、又は関係者による消防機関よりも早い現場到着等、消防隊が到着後速やかに総合操作盤に到着し、火災の状況等を確認できる手段
- (7) 遠隔監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。
- ア 遠隔監視場所には、自衛消防業務講習を受けた者、若しくは自主研修受講者が常時待機していること。☞ i
 - イ 監視対象物の防災監視場所には、原則として、通報から 20 分以内に遠隔監視場所の要員が到着できること。ただし、監視対象物の用途及び防火管理状況等により、相応の到着時間を設定できるものとする。
- (8) 監視対象物の防災監視場所は、消防隊が容易に接近できる位置に設けること。

8 一の防火対象物の火災関連情報を複数の総合操作盤により監視・制御するシステムの場合

一の防火対象物の火災関連情報を複数の総合操作盤により監視・制御するシステムは、法第 17 条第 3 項に規定する特殊消防用設備等に該当するものであること。ただし、初動対応を円滑に行うために単に火災関連情報を表示するだけの設備が付加されているものは、特殊消防用設備等には該当しないものであること。











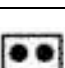



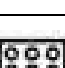
9 特例基準

次の各号に掲げるすべての要件に適合する特定共同住宅等（省令 40 号第 2 第 1 号に定めるもの。）については、令第 32 条を適用し、総合操作盤を設けないことができる。

- (1) 住棟受信機等により、容易に火災住戸等の特定が行えること。
- (2) 非常時に消防隊が進入する場合に、受信機等の設置場所に容易に到着できる措置が講じられていること。

(参考) 第 7 号告示別表第 1 『消防用設備等又は防災設備等に係るシンボル等』

| 設備項目 | | 表示方法 | シンボル | 平常時 | 作動時 |
|----------------------|-----------|------|---|----------------|----------------|
| 火災表示 | | |  | 白・シアン・青・消灯いずれか | 赤点滅 |
| 警戒区域、散水区域、放射区域、防護区画等 | | | 線 | 白・シアン・青・消灯いずれか | 赤点滅 |
| 屋内消火栓設備 | | |  | 白・シアン・青いずれか | 赤点滅 |
| スプリンクラー設備 | | |  | 白・シアン・青いずれか | 赤点滅 |
| 水噴霧消火設備 | | |  | 白・シアン・青いずれか | 赤点滅 |
| 泡消火設備 | | |  | 白・シアン・青いずれか | 赤点滅 |
| 不活性ガス消火設備 (二酸化炭素) | | |  | 白・シアン・青いずれか | 赤点滅 |
| ハロゲン化物消火設備 (ハロン) | | |  | 白・シアン・青いずれか | 赤点滅 |
| 粉末消火設備 | | |  | 白・シアン・青いずれか | 赤点滅 |
| 屋外消火栓設備 | | |  | 白・シアン・青いずれか | 赤点滅 |
| 自動火災報知設備 | 煙感知器 | |  | 白・シアン・青・消灯いずれか | 黄点滅(注意表示時)・赤点滅 |
| | 光電式分離型感知器 | |  | 白・シアン・青・消灯いずれか | 黄点滅(注意表示時)・赤点滅 |
| | 熱感知器 | |  | 白・シアン・青・消灯いずれか | 黄点滅(注意表示時)・赤点滅 |
| | 炎感知器 | |  | 白・シアン・青・消灯いずれか | 黄点滅(注意表示時)・赤点滅 |
| | 発信機 | |  | 白・シアン・青・消灯いずれか | 赤点滅 |
| ガス漏れ検知器 | | |  | 白・シアン・青いずれか | 赤点滅 |
| 非常電話 | | |  | 白・シアン・青いずれか | 赤点滅 |
| 放送設備 | | |  | 白・シアン・青・消灯いずれか | 赤点滅 |
| 誘導灯 | | |  | 白・シアン・青いずれか | 緑点灯 |
| 排煙口 | | |  | 白・シアン・青いずれか | 緑点灯 |

| 設備項目 | 表示方法 | シンボル | 平常時 | 作動時 |
|----------------|------|---|-------------------------------|-----|
| 加圧送水装置 | |  | 白・シアン・青いずれか | 緑点灯 |
| 排煙機 | |  | 白・シアン・青いずれか | 緑点灯 |
| 防火戸 | |  | 白・シアン・青いずれか | 緑点灯 |
| 防火シャッター | |  | 白・シアン・青いずれか | 緑点灯 |
| 防煙垂れ壁 | |  | 白・シアン・青いずれか | 緑点灯 |
| 特別避難階段排煙口給気口 | |  | 白・シアン・青いずれか | 緑点灯 |
| 自然排煙窓 | |  | 白・シアン・青いずれか | 緑点灯 |
| 防火ダンパー | |  | 白・シアン・青いずれか | 緑点灯 |
| 非常錠 | |  | 白・シアン・青いずれか | 緑点灯 |
| 非常用エレベーター | |  | 白・シアン・青いずれか (建物平面図の色と区別する) | — |
| 連結送水口 | |  | | — |
| 非常コンセント設備 | |  | | — |
| 無線通信補助設備 | |  | | — |
| 防災センター (受信機位置) | |  | | — |
| 高圧ガス容器貯蔵室 | |  | | — |

備考 警戒区域、散水区域、放射区域、防護区画等が重複する場合には、設備項目ごとのシンボルマーク等により表示することができる。

(参考) 第 7 号告示別表第 2 『消防用設備等ごとの表示項目及び警報項目』

| 消防用設備等の種類 | 表示項目 | 警報項目 |
|-----------------------|--|---|
| 屋内消火栓設備 | イ 加圧送水装置の作動状態 ロ 加圧送水装置の電源断の状態 ハ 呼水槽の減水状態 ニ 水源水槽の減水状態 ホ 総合操作盤の電源の状態 ヘ 連動断の状態（自動火災報知設備の作動と連動して起動するものに限る。） | イ 加圧送水装置の電源断の状態 ロ 減水状態（呼水槽又は水源水槽） |
| スプリンクラー設備 | 規則第14条第1項第4号ニの受信部の表示事項及び次に掲げる事項 イ 減圧状態（2次側に圧力設定を必要とするものに限る。） ロ 加圧送水装置の作動状態 ハ 加圧送水装置の電源断の状態 ニ 呼水槽の減水状態 ホ 水源水槽の減水状態 ヘ 総合操作盤の電源の状態 ト 手動状態（開放型スプリンクラー設備で自動式のものに限る。） チ 感知器の作動の状態（予作動式で専用の感知器を用いる場合に限る。） リ 連動断の状態（自動火災報知設備の作動と連動して起動するものに限る。） | イ 流水検知装置の作動状態 ロ 減圧状態（2次側に圧力設定を必要とするものに限る。） ハ 加圧送水装置の電源断の状態 ニ 減水状態（呼水槽又は水源水槽） |
| 水噴霧消火設備 | イ 放射区域図 ロ 流水検知装置の作動した放射区域 ハ 加圧送水装置の作動状態 ニ 加圧送水装置の電源断の状態 ホ 呼水槽の減水状態 ヘ 水源水槽の減水状態 ト 総合操作盤の電源の状態 チ 連動断の状態（自動火災報知設備の作動と連動して起動するものに限る。） | イ 流水検知装置の作動状態 ロ 加圧送水装置の電源断の状態 ハ 減水状態（呼水槽又は水源水槽） |
| 泡消火設備 (移動式のものを除く。) | イ 放射区域図 ロ 流水検知装置の作動した放射区域 ハ 加圧送水装置の作動状態 ニ 加圧送水装置の電源断の状態 ホ 呼水槽の減水状態 ヘ 水源水槽の減水状態 ト 総合操作盤の電源の状態 チ 感知器の作動の状態（専用のものに限る。） リ 連動断の状態（自動火災報知設備の作動と連動して起動するものに限る。） | イ 流水検知装置の作動状態 ロ 加圧送水装置の作動状態 ハ 減水状態（呼水槽又は水源水槽） |

| 消防用設備等の種類 | 表示項目 | 警報項目 |
|----------------------------|---|--|
| 不活性ガス消火設備 (移動式のものを除く。) | イ 防護区画図 ロ 音響警報装置又は感知器の作動状態 ハ 放出起動 ニ 消火剤放出 ホ 起動回路異常(地絡又は短絡) ヘ 閉止弁の閉止 ト 圧力異常(低圧式のものに限る。) チ 手動状態(自動式の起動装置を有するものに限る。) リ 総合操作盤の電源の状態 ヌ 連動断の状態(自動火災報知設備の作動と連動して起動するものに限る。) | イ 音響警報装置又は感知器の作動 ロ 起動回路異常(地絡又は短絡) ハ 閉止弁の閉止(表示が点灯の場合に限る。) ニ 圧力異常(低圧式のものに限る。) |
| ハロゲン化物消火設備 (移動式のものを除く。) | イ 防護区画図 ロ 音響警報装置又は感知器の作動状態 ハ 放出起動 ニ 消火剤放出 ホ 起動回路異常(地絡又は短絡) ヘ 手動状態(自動式の起動装置を有するものに限る。) ト 総合操作盤の電源の状態 チ 連動断の状態(自動火災報知設備の作動と連動して起動するものに限る。) | イ 音響警報装置又は感知器の作動 ロ 起動回路異常(地絡又は短絡) |
| 粉末消火設備 (移動式のものを除く。) | イ 防護区画図 ロ 音響警報装置又は感知器の作動状態 ハ 放出起動 ニ 消火剤放出 ホ 起動回路異常(地絡又は短絡) ヘ 手動状態(自動式の起動装置を有するものに限る。) ト 総合操作盤の電源の状態 チ 連動断の状態(自動火災報知設備の作動と連動して起動するものに限る。) | イ 音響警報装置又は感知器の作動 ロ 起動回路異常(地絡又は短絡) |
| 屋外消火栓設備 | イ 加圧送水装置の作動状態 ロ 加圧送水装置の電源断の状態 ハ 呼水槽の減水状態 ニ 水源水槽の減水状態 ヘ 総合操作盤の電源の状態 | イ 加圧送水装置の電源断の状態 ロ 減水状態(呼水槽又は水源水槽) |
| 自動火災報知設備 | 規則第24条第2号の受信機の表示事項及び次に掲げる事項 イ 警戒区域図(随時表示) ロ 警戒区域図上の火災警報 ハ 総合操作盤の電源の状態 | 規則第24条第2号の受信機の警報項目 |
| ガス漏れ火災警報設備 | 規則第24条の2の3第1項第3号の受信機の表示事項及び次に掲げる事項 イ 警戒区域図(随時表示) ロ 警戒区域図上のガス漏れ警報 ハ 総合操作盤の電源の状態 | 規則第24条の2の3第1項第3号の受信機の警報項目 |

| 消防用設備等の種類 | 表示項目 | 警報項目 |
|---|---|---------------------------------|
| 非常警報設備 (放送設備に限る。) | 規則第25条の2第2項第3号ホの放送設備の操作部の表示事項及び次に掲げる事項 イ 連動断の状態(非常電話、自動火災報知設備等の作動と連動するものに限る。) ロ 総合操作盤の電源の状態 | |
| 誘導灯 (自動火災報知設備等から発せられた信号を受信し、あらかじめ設定された動作をするものに限る。) | イ 作動状態 ロ 連動断の状態 ハ 総合操作盤の電源の状態 | |
| 排煙設備 | イ 排煙口の作動位置 ロ 排煙機の作動状態 ハ 機械換気設備又は空気調和設備の停止 ニ 自動閉鎖装置の作動位置 ホ 総合操作盤の電源の状態 | 排煙機の作動状態 |
| 連結散水設備 (選択弁を設ける場合に限る。) | イ 散水区域図 ロ 総合操作盤の電源の状態 | |
| 連結送水管 (加圧送水装置を設ける場合に限る。) | イ 加圧送水装置の作動状態 ロ 加圧送水装置の電源断の状態 ハ 中間水槽の減水状態 ニ 総合操作盤の電源の状態 | イ 加圧送水装置の電源断の状態 ロ 減水状態(中間水槽) |
| 非常コンセント設備 | イ 非常コンセントの位置 ロ 電源断の状態 | |
| 無線通信補助設備 (増幅器を設ける場合に限る。) | イ 端子の位置 ロ 電源断の状態 | |

(参考) 第 7 号告示別表 3 『消防用設備等ごとの操作項目』

| 消防用設備等の種別 | 操作項目 |
|--|--|
| 屋内消火栓設備 | 警報停止 |
| スプリンクラー設備 | 警報停止 |
| 水噴霧消火設備 | 警報停止 |
| 泡消火設備 | 警報停止 |
| 不活性ガス消火設備 | 警報停止 |
| ハロゲン化物消火設備 | 警報停止 |
| 粉末消火設備 | 警報停止 |
| 屋外消火栓設備 | 警報停止 |
| 自動火災報知設備 | 規則第24条第2号の受信機の操作事項及び次に掲げる事項 イ 復旧 ロ 連動移報切替え ハ 表示切替え |
| ガス漏れ火災警報設備 | 規則第24条の2の3第1項第3号の受信機の操作事項及び次に掲げる事項 イ 復旧 ロ 連動移報切替え ハ 表示切替え |
| 非常警報設備（放送設備に限る） | 規則第25条の2第2項第3号の放送設備の操作部の操作事項 |
| 誘導灯（自動火災報知設備等から発せられた信号を受信し、あらかじめ設定された動作をするものに限る） | イ 一括点灯 ロ 手動消灯 ハ 表示切替え |
| 排煙設備 | イ 遠隔起動 ロ 警報停止 |
| 連結送水管（加圧送水装置を設ける場合に限る） | イ 加圧送水装置の遠隔起動 ロ 警報停止 |